

登録教習機関の休止の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条の規定による届出がなされたので、労働安全衛生法第112条の2 第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3 第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 登録教習機関の名称           | 株式会社MURANAGA          |
| 2 登録教習機関の住所           | 滋賀県彦根市里根町 201-1       |
| 3 代表者職氏名              | 代表取締役 村長人之            |
| 4 事務所の名称              | A T O M 資格センター関西彦根校   |
| 5 事務所の所在地             | 滋賀県彦根市里根町 201-1       |
| 6 休止する技能講習<br>又は教習の区分 | 不整地運搬車運転技能講習に係る全ての業務  |
| 7 休止期間                | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 8 登録番号                | 滋賀第120号               |

令和8年1月28日

滋賀労働局長